

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせて修正の上、契約を締結する。

埼玉バーチャル観光大使デジタルプロモーション業務委託仕様書

1 業務名

埼玉バーチャル観光大使デジタルプロモーション業務委託

2 目的

埼玉県（以下「県」という。）と一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という。）では、県内観光資源を若者に向けてPRするため、VTuberを、埼玉バーチャル観光大使（以下、「観光大使」という。）として任命している。

本業務は、観光大使事務局の運営を行うとともに、観光大使を切り口に、ランディングページ（以下「LP」という）制作やSNSキャンペーン等のデジタルプロモーションを行い、本県の物産観光の魅力発信を行うことで、本県に関する興味関心と訪問意欲を高め、県内誘客及び消費に繋げることを目的としている。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務概要

- (1) 観光大使事務局の設置・運営
- (2) 観光大使LPの制作・運営
- (3) 観光大使としてのX投稿の投稿・SNSキャンペーンの実施
- (4) 観光大使動画の企画・制作・投影

5 業務内容

(1) 観光大使事務局の設置・運営

ア 観光大使事務局の主な業務は「観光大使事業に関する問い合わせ対応業務」と「観光大使のイラストの利用承認業務」となる。

イ 観光大使事業に関する問い合わせに応じるため、令和8年3月31日まで事務局を設置し、問い合わせ対応できる体制を整えること。

ウ 問い合わせを受け付けるための専用メールアドレスを開設すること。専用メールアドレスについては、令和8年3月31日まで利用できるものとし、外部へ公開すること。

エ 外部から観光大使のイラストの利用申請があった場合、申請内容・申請書の添付書類に不備がないか確認すること。（申請イメージは別紙のとおり）

不備がある場合は協会と協議の上、受託者から申請者に対して修正を促し、不備がない申請書類一式に整え、協会に提出すること。

申請手続の詳細については受託者決定後、協会と協議の上、決定する。

(2) 観光大使LPの制作・運営

- ア 第3期DMO戦略における国内ターゲット及びVTuberに興味関心を持つ層を踏まえ、戦略的に、観光大使に関する情報を発信するため、新たにLPを制作すること。なお、制作にあたり必要な素材や情報は協会を通じて提供することも可能である。
- イ デザイン・内容については、観光大使の既存のイメージを大きく崩すものとならないよう注意し提案すること。詳細は協会と協議の上、決定する。
- ウ LPに掲載する内容については以下を考慮すること。
 - (ア) 観光大使の紹介を入れること。
 - (イ) 観光大使の動画が配置できる仕組みとすること。
 - (ウ) 協会が別途実施する観光大使のイベント情報を組み入れられる仕組みとすること。(観光大使のイベント開催は3つ程度を想定している。)
- エ LPの公開時期は、最も効果がある時期を制作スケジュールとともに提案すること。詳細は協会と協議の上、決定する。
- オ パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末で閲覧しても見やすいデザインを基本とし、そのうえで、レスポンシブデザインなど利用者のデバイスによってサイト内のページを最適に表示できるようにすること。
- カ LPのバナーを制作すること。なお、受託者は必要に応じてバナーのサイズ調整を行うこと。
- キ LPについて、ドメイン取得に必要な対応を行うこと。なお、LPのデータを格納するサーバは「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>) 内とし、サーバへのアップロード作業は本業務に含まないものとする。
- ク LPのデータは提示した期日までに必ず納品すること。また、事前にテスト環境で動作確認を行ったうえで納品すること。
- ケ LPの納品後、契約期間内に修正の必要が生じた場合、適宜対応し、修正後のデータを協会へ再納品すること。
- コ 契約終了後、協会が管理・運営できるようなサイト構築とすること。
- サ LPの閲覧数増加に向けて効果的な媒体、手法を設定の上、広告配信を行うこと。
- シ 広告配信に使用する素材(動画・イラスト等)は訴求力のあるものを選定すること。
- ス 広告配信に際し、ターゲット設定やキーワード設定、広告配信時期については協会と協議の上、実施すること。また、運用後、実績に応じて、出稿金額の調整やバナー及びテキストの差し替え等に応じること。

(3) 観光大使としてのX投稿の投稿・SNSキャンペーンの実施

- ア 埼玉バーチャル観光大使公式X(以下「観光大使X」という)は、令和7年4月1日から「ちょこたび埼玉」観光情報局X(以下「「ちょこたび埼玉」X」という)と統合し、その後は、「ちょこたび埼玉」Xにて観光大使としての情報発信を行

う。観光大使としてのX投稿は以下のとおり実施すること。

- ※「ちょこたび埼玉」Xは、別事業にて協会が運営を行っているため、本契約では観光大使としての情報発信、広告運用のみを委託するものである。
- (ア) 観光大使公式Xから「ちょこたび埼玉」Xに適切に運営を移行し、「ちょこたび埼玉」Xへの移行後も、第3期DMO戦略における国内ターゲット及びVTuberに興味関心を持つ層をターゲットに、観光大使として週1回以上の投稿を継続すること。企画提案においては、ターゲットを踏まえ投稿内容の案を提示すること。
 - (イ) アカウント移行期間については、令和7年4月1日（火）から令和7年5月31日（土）を想定している。移行期間中は観光大使Xの管理・運営及び「ちょこたび埼玉」Xでの投稿を行うこと。なお、より適切なスケジュールやアカウント移行に向けた手法（SNSキャンペーンなど）がある場合は、提案すること。
 - (ウ) 観光大使Xについて、移行期間中はX premiumに加入すること。その間の月額料金は委託金額に含めること。
 - (エ) 移行期間終了後、観光大使Xは即削除すること。
 - (オ) 必要な場合は随時、「ちょこたび埼玉」SNS運営委託事業者と調整を行い、適切に運営を行うこと。
 - (カ) 協会から指定があった場合は、指定の情報発信にも適宜対応すること。

【参考：各アカウントのフォロワー属性（令和7年1月31日現在）】

- ・観光大使 X (https://x.com/saitama_vtuber)

主な年齢層※上位3区分

18-24歳（21.8%） 25-34歳（48.6%） 35-44歳（20.1%）

性別 女性：30.3%、男性：66.8%、未指定：2.9%

- ・「ちょこたび埼玉」X (<https://x.com/saitamakanko>)

主な年齢層※上位3区分

25-34歳（18.9%） 35-44歳（24.4%） 45-54歳（36.9%）

性別 女性41.9%、男性：56.1%、未指定：2.0%

- イ 移行後、「ちょこたび埼玉」Xにおいてフォトキャンペーンを年1回以上実施すること。その際の賞品の購入費及びオリジナルグッズ制作費等は委託費に含むこと。当選者への発送も併せて受託者にて実施すること。

- ウ 「ちょこたび埼玉」Xの新規ユーザー獲得及びキャンペーン参加者の増加のため、広告計画を策定し提案すること。提案にあたっては、広告等の実施時期、ターゲットを示すこと。具体的な実施時期については協会と協議の上決定する。

(4) 観光大使動画の企画・制作・投影

- ア 協会が戦略的に情報発信を行っているテーマに基づいた動画を4本企画・制作すること。制作スケジュールは協会と協議の上決定する。また、企画提案時に各動画の企画テーマ案について提案すること。なお、本事業の予算の範囲内で制作本数を増やすことも可能とする。

【協会が戦略的に情報発信を行っているテーマ】

①花 ②祭り ③うどん ④日本酒 ⑤狭山茶 ⑥いちご ⑦お土産

※上記テーマについては弊会が運営する埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」
(<https://chocotabi-saitama.jp/specials/>)にてLPを公開中であるので参考とすること。

- イ 観光大使動画制作の事業内容、事業スケジュール等を記載した実施計画を策定し、その業務内容も含め、協会及び、観光大使と協議のうえ決定する。
- ウ 動画の構成は、若者の関心を引き、誘客や購買につながるようなものとする。
- エ 制作する動画のうち、観光スポットの紹介に係るものは原則ロケを行うこと。ロケを実施する際は出演者のプライバシーに十分配慮すること。
- オ 動画制作にあたり、必要な調整はすべて受託者の責任において実施すること。その際、ロケハンを実施すること。またロケハン及び当日の撮影において発生する費用について、すべて受託者が負担すること。
- カ 動画に出演するゲストとの調整及び発生する費用は全て受託者が負担すること。
- キ 撮影の際は、各種法令・規則等を遵守し、第三者のプライバシーに配慮すること。
- ク 本事業で制作した動画素材はテレビなどのメディア利用を想定（二次利用できることが前提）して制作すること。
- ケ 動画で取り上げる施設については、視聴者がその場所を把握するための施設周辺図を挿入すること。動画内の挿入箇所については、協会と協議の上決定する。
- コ 動画の設定については、下記のとおりとする。
 - ・画質： FHD（1920×1080）
 - ・ファイル形式： mp4
 - ・フレームレート： 30fps 以上
- サ 観光大使のアニメーション制作費は委託費に含まない。観光大使が制作を行うが、制作にあたり受託者と観光大使で規格などを調整すること。
- シ 提案する企画に合わせて、受託者及び観光大使の業務分担の範囲をそれぞれ示すこと。なお、撮影当日に必要な機材等は受託者側で用意すること。
- ス 制作した動画は以下の YouTube チャンネルに限定公開又は非公開で掲載し、協会の指示に従い公開作業を行うこと（ただし、協会からの指示で協会が公開作業を行う時はこの限りでない）。そのために必要な YouTube チャンネルの権限を一部付与する。

【ちょこたび埼玉公式チャンネル】
<https://www.youtube.com/channel/UC3tNOFuAx62-d6xk19LWLAQ/videos>
- セ 掲載した動画のタイトル及び概要欄について、案を作成し協会に提示すること。また、制作した動画に日本語の字幕・テロップを入れること。（YouTube の自動翻訳ではなく、実際の会話に基づいて入れること。）
- ソ 掲載した動画のサムネイル画像は複数案提示し、協会と協議の上決定すること。
- タ 制作した動画は、若者が情報接触する場として最適な場所を選定して投影すること。その際、視覚的に情報伝達ができるよう動画の尺・サイズを提案すること。
- チ 動画を公開する際は、「ちょこたび埼玉」SNS 等で告知投稿を行うこと。

(5) その他

各業務においては、観光大使の既存のイメージを大きく崩すものにならないよう注意し、協会及び観光大使と調整すること。

9 KPI の設定

本県に関する興味関心と訪問意欲を高めるため、本事業を通じて情報発信強化をはかりたいと考えることから、以下項目に関する参考値を基に、高い目標設定を求める。

(1) 観光大使LP

ユーザー数、PV数、直帰率について目標値を定め、達成に向けた具体的な手法を提案すること。

R6年度参考値（1月末現在）

- ・PV数 447.7（月平均）※オーガニックの数値
- ・直帰率 82.9%

(2) 観光大使としてのX投稿

インプレッション数、エンゲージメント数について目標値を定め、達成に向けた具体的な手法を提案すること。本事業の目的にかなう KPI（保存数等）について独自提案があれば提案すること

R6年度参考値（1月末現在）

- ・観光大使 X 投稿平均インプレッション数 16,885.8（1投稿あたり）
- ・観光大使 X 投稿平均エンゲージメント数 725.4（1投稿あたり）

(3) 観光大使動画

ア 動画1本あたりの再生回数は10,000回を目標とする。

イ 目標達成のために必要となる広告費用を計上し、YouTube 上で行う広告手法についても提案すること。独自提案で追加する動画については再生回数目標を定めないこととする。

10 報告

受託者主催の上、定例会議を月1回以上設定し、以下の内容について報告・協議すること。なお、実施にあたっては運用レポートを作成し提出することと併せ、受託者が議事録を作成すること。定例会議の開催日は適宜、協会と協議の上決定する。

(1) 観光大使事務局の設置・運営実績

- ・イラスト申請件数
- ・承認件数
- ・不承認件数等

(2) 観光大使 LP の制作・運営状況

ア LP や広告配信の進捗状況

イ Google アナリティクスにてアクセス解析した実績レポート（PV、ユーザー数、平均滞在時間等）を、毎月、協会へ提出すること。

ウ 広告配信開始後は、掲出媒体別実績レポート（掲出内容・掲出期間・表示回数・クリック数・クリック率等）を、毎月、協会へ提出すること。

(3) 観光大使としてのX投稿の投稿・運営状況

ア 各投稿の稼働状況や広告運用の分析結果を踏まえ投稿スケジュールについて、協会及び観光大使と毎月打ち合わせを実施すること。

イ 各投稿の稼働状況や広告運用の分析結果や投稿スケジュールについて、協会及び「ちよこたび埼玉」SNS 運営委託事業者との打ち合わせに毎月参加すること。

(4) 観光大使動画の企画・制作状況

以下の内容を定例会議で報告すること。

ア 実施計画の進捗状況

イ 各動画の稼働状況や広告運用の分析結果を踏まえ、広告運用スケジュールやターゲットの再設定を検討し、提示すること。

1.1 提出物

(1) 事業実施報告書

毎月の評価及び改善を経て最終的な事業の効果検証を取りまとめた報告書を作成すること。また、翌年度以降の改善策も併せて記載すること。

※報告書の内容については事前に協会の承認を受けること

ア 項目

＜観光大使事務局の設置・運営＞

・事務局活動状況、申請件数、承認件数、不承認件数、考察等

＜観光大使 LP の制作・運営＞

・LP の制作結果

・LP の広告配信媒体と広告配信時期に関する検証結果

・LP の広告配信から LP への誘導結果、考察等

＜観光大使としてのX投稿の投稿・運営＞

・年間のインサイト（フォロワー数やインプレッション数、エンゲージメント等）の推移及び委託開始前と比較した検証結果

・キャンペーン等、企画内容の詳細とその成果、考察等

・ユーザーの反応に伴う提案事項（投稿内容の変更や、アカウント運用の方向性の再検討など）

＜観光大使動画の企画・制作＞

・動画の閲覧数

・広告による流入分析

＜その他＞

・運用上の課題点や次年度以降の改善策に関する考察等

イ 提出期限は令和8年3月31日(火)とする。

ウ 提出先

一般社団法人埼玉県物産観光協会 プロモーション課

エ 提出方法

- ・事業実施報告書 部数 2部
- ・上記報告書を記録した電子データ

(2) 成果品

次のものを、紙媒体及び電子媒体（DVD-ROM 等）で納品すること。電子データについては最新版のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

- ア LPのサイト設計書
- イ サイト内のコンテンツを構成するファイル一式（HTML、スクリプト、画像等）
- ウ 本事業において取得した画像及び動画データ（但し、協会から提供されたデータを除く。）
- エ ロゴ、バナー、アイコン等のデザインデータ（ai データ等）
- オ 事業実施報告書
- カ 動画
- キ SNS 投稿素材

1.2 成果物に関する権利の帰属

- (1) 受託者は本業務実施において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。必要な第三者の著作権、肖像権については、事前に承諾を得ること。
- (2) 成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係、著作権等の処理は、事業者の責任及び費用で行うこと。
- (4) 本業務の成果物（写真、イラスト、デザイン等）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、他事業者から借り受けたものを除き、原則として全て協会及び埼玉県に帰属するものとする。
- (5) 本業務の成果物は、協会及び県が、県の観光・物産の広報宣伝等で有効に活用できると判断した場合、他の媒体でも使用できるものとする（広告を除く）。ただし、受託者が所有する写真、イラスト等を協会が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・承諾等を要するものとする。

1.3 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるも

のとする。受託者が取り扱う個人情報については、「第51条改正後個人情報保護法」の適用を受けるものとする。

- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 協会が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく協会と協議を行うものとする。
- (8) 協会及び観光大使と適宜連絡を取り合い、調整した上で事業を実施すること。